

第三者提供が想定される外国の一覧

本資料は、外国証券取引約款の付属資料「お客様の個人データの外国にある第三者への提供について」の「3. 提供先の外国の名称に代わる参考となるべき情報について」に記載された、移転先の外国等の候補に関する情報を提供するものです。

候補となる外国等については、以下の提供先の候補が所在する国もしくは国籍等を掲載しております(注)。

・当社が取り扱う外国証券・外国預託証券の発行者、保管機関、取引金融市場、当該証券の売買に係る外国証券業者、当該国等の税務当局、監督当局等

1. 外国株券等取引における移転先の外国等の候補

アメリカ	チリ	英王室領ガーンジー島
イスラエル	ニュージーランド	英王室領ジャージー島
インド	パナマ	英領ヴァージン諸島
インドネシア	バミューダ	韓国
オーストラリア	フィリピン	香港
カナダ	ブラジル	台湾
キュラソー	ベトナム	中国
ケイマン	マーシャル	南アフリカ
シンガポール	マレーシア	
スイス	モーリシャス	

2. 外国債券等取引における移転先の外国等の候補

アメリカ	コロンビア	ブラジル
アルゼンチン	スイス	メキシコ
オーストラリア	中国	ロシア
カナダ	ニュージーランド	

(注)「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の規定により、ここでいう「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護法施行規則に基づき告示で定める次の国は除きます。

○平成31年1月23日時点における欧州経済領域協定に規定された国

アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク

※本書面は2022年4月1日現在のサービス・取引ルールに基づき作成しています。

今後予告なく変更となる可能性がございますので、ご留意ください。